

仮訳

2020 年 9 月陸生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。
我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

内容

1. 第 4.4 章	ゾーニングとコンパートメント	2
2. 第 8.8 章	口蹄疫	3
3. 第 10.4 章	高病原性鳥インフルエンザ	4
4. 第 11.4 章	牛海綿状脳症 (BSE)	5
5. 第 12.2 章	馬伝染性子宮炎	7

1. 第 4.4 章 ゾーニングとコンパートメント

1) 第 4.4.6 条に対する改正案(挿入/削除)

第7.5.1条

第 1.4 章及び関連する疾病の特定の章に従って、防護地域内及び国/地域内のそれ以外の場所で、要すれば野生動物とベクターのサーベイランスを含めた、増強したサーベイランスが実施されるものとする。

一時的な措置として清浄国/地域内に防護地域を設置した場合は獣医当局により宣言され、24か月間まで維持することができる。防護地域の境界は設置時点で明確化され、公表されるものとする。

理由:

日本は、OIE 公式認定ステータスの対象疾病以外の疾病については防護地域の期限を定めないとするコード委員会の見解に反対する。疾病リスクの増加に伴い、清浄国/地域内に一時的に防護地域が設定された場合は、以下のいずれかの事象の発生が想定される。

- 1) リスクが低減され、防護地域は解除される
- 2) 疾病が侵入し、防護地域が汚染地域となる
- 3) 疾病が侵入し、その疾病を封じ込めることにより、封じ込め地域となる

もし、リスクが継続している状況が続く一方で、上記のいずれも起こらない場合は、設置された防護地域を一時的と見なすことはできない。

さらに、我々は、仮に一時的な措置として設置された防護地域であっても、その地域は、コードの関連章の規定に従って、防護地域とその他の地域との厳格な移動制限等、通常の防護区域に求められる全ての要件を満たす必要があることを改めて強調したい。このため、移動制限を確実に実施するためには、防護地域の境界が設置時点で明確に定められており、公表されていることが極めて重要となる。

これらを踏まえ、日本は、公式認定対象疾病であるか否かに関わらず、一時的な措置として設定された防護地域の期限が定められ(例えば 24 か月)るべきと考える。また、そのような防護地域を設定した際には、その境界とともに、獣医当局が宣言すべきと考える。

2. 第8.8章 口蹄疫

1) 全般にわたるコメント

日本は、本章の改正が全体を通じて、ワクチン接種の疾病ステータスへの影響を最小限とするための規定を追加することにより、口蹄疫の撲滅ではなく、口蹄疫の予防と制御に当たってワクチン接種を推奨するような方向となっていることに改めて懸念を表す。OIEは、PCPアプローチにおける最終ゴールはワクチン非接種清浄であることを改めて認識し、ワクチン接種は緊急時に限定することとし、恒久的なワクチン接種については推奨されるべきではない。

2) 第8.8.1bis条に対するコメント

第8.8.1bis条

安全物品

以下の物品の輸入又は通過を認可する際に、輸出国又は地域のFMDステータスに関わらず、獣医当局はFMDに関連するいかなる条件も課さないこととする。

- 1) UHT乳及びその派生物
- 2) F値3以上で処理された密閉容器内の肉
- 3) 肉、骨粉及び血粉
- 4) ゼラチン
- 5) 第4.8章に準じて収集、処理、保管された生体内由来の牛胚

コメント:

生鮮骨なし反すう類動物肉を安全物品に追加する可能性についての検討に関し、日本は反対を表明する。なぜなら、牛の生鮮肉中の口蹄疫ウイルスを不活化するためには、第8.8.22章に規定されるように、と畜後、脱骨前に少なくとも24時間、2℃より高い温度で熟成され、と体の腰最長筋の中心部で測定したpHが6.0を下回っていることを検査で確認する必要があるが、これらの手順、特に全てのと体を検査して一定のpHを下回っていることを確認するような工程が、全ての国で一般的な工業的な手順であるとは考えられない。さらに、牛以外の反すう動物における熟成による口蹄疫ウイルスの不活化作用については科学的に立証される必要がある。これらの理由より生鮮骨なし反すう類動物の肉を安全物品に入れるべきではないと考える。

3. 第 10.4 章 高病原性鳥インフルエンザ

1) 全般にわたるコメント

我が国は、OIE が、LPAI の人獣共通感染症としての特性に関するコメントを考慮し、LPAI のうちの人に重篤な被害を及ぼす人獣共通感染性の確認された LPAI についてはリスト疾病に残すという OIE の妥当なアプローチを評価する。

また、我が国は、LPAI の人獣共通感染症としての重篤さと影響の大きさが明らかとなるまでの間は、加盟国はこれらの新たな人獣共通感染性の LPAI を「新興感染症」ととらえて対応することができるという OIE による説明につき承知した。

しかしながら、日本はこのような形での通報態度は国により大きく異なり、十分な通報がされないことを懸念している。このため、新たな人獣共通な LPAI が最初に確認され、新興感染症としての通報を OIE が受けた際には、OIE は、加盟国に対し、これらの特定の LPAI の型を新興感染症として各報するよう促すべきと考える。このようにして収集された情報は疾病の疫学を理解し、人における注意を喚起するとともに、最終的には当該 LPAI がリスト疾病となる「人に自然感染し重篤な被害を及ぼすことが立証されている」か否かを判断する際にも活用できる。実際、新型コロナウイルスの動物における感染事例については、OIE は指針文書を加盟国に示すことにより、動物におけるあらゆる感染事例を新興感染症として通報するよう明確なメッセージを発出した。蓄積された科学的知見と発生報告により、このウイルスの動物への影響に関する理解が進み、科学的に妥当な措置の構築に寄与したと考える。

また、日本はこれまで将来の人獣共通感染症の発生に備えるために OIE が引き続き LPAI の発生情報を収集し分析すべきであることを主張してきた。OFFLU が、動物インフルエンザの科学的データや検体の交換を行う研究者間のプラットフォームになっていることは承知しているが、OFFLU においても LPAI の発生情報は主に各国獣医当局からの通報を集約した WAHIS に依存している実態がある。このため、OIE は、加盟国に対して LPAI の発生を第 1.1.6 章に基づく「その他の重要な動物衛生情報」として報告することを促すべきと考える。

4. 第 11.4 章 牛海綿状脳症 (BSE)

1) 第 11.4.10 条に対するコメント

第 11.4.10 条

第 11.4.10 条

無視できる又は管理された BSE リスクの国、地域又はコンパートメントからの肉及び肉製品の輸入に関する勧告

獣医当局は、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

...

且つ、3)又は 4)

3) 牛群で BSE 病原体が再循環している可能性リスクが無視できることが立証されている期間中に、当該国、地域又はコンパートメントで生まれた牛であること。

又は

4) 生鮮肉及び肉製品が

a) 頭蓋腔内への圧縮空気若しくはガスの注入装置によると畜前のスタンニング、ピッシング、その他血液に神経組織が混入するような措置を受けていない牛に由来し、かつ

b) 以下を含まない、また汚染されていないことが確実な方法で生産され、取り扱われたこと

i) 第 11.4.14 条の 1)a)及び 1)b)の物品

ii) 30 か月齢を超える牛の頭蓋及び脊柱からの機械的回収肉

コメント:

我が国は、BSE リスクステータスに関わらず牛において BSE 病原体が再循環しているリスクを考慮した修正は科学的に妥当であると考え。同時に牛生体及び牛由来畜産物の国際貿易に関して実務的な影響を与える。例えば、個体あるいは製品ごとの BSE リスクは国や地域レベルの BSE ステータスからは判断できないこととなることから、「牛群中で BSE 病原体の再循環しているリスクが無視できる時期」を輸出国側が明確に特定していることが必要となる。本改正は輸入国による検疫体制に影響を及ぼすこととなることから、一定の移行期間が必要。

2) 第 11.4.18 条に対するコメント

第 11.4.8 条

2) BSE サーベイランスは獣医当局による一連の BSE スペクトラム上にある全ての動物の獣医当局への報告と、それに続く調査及びフォローアップからなる。無視できる又は管理された BSE リスクの国、地域又はコンパートメントからの肉及び肉製品の輸入に関する勧告

コメント:

提案された改正案ではパッシブサーベイランスのみが要求されることとなることから、全ての疑わしい症例を確実に獣医当局に通報させる獣医サービスの能力が極めて重要となる。堅牢な通報システムがない場合、パッシブサーベイランスは全ての定型及び非定型 BSE を摘発するために十分とはいえない。

従って、BSE リスクステータスを付与する際には、パッシブサーベイランスそのものの質や信頼性を評価することが必須となり、我が国は、科学委員会に対し、BSE リスクステータスを申請する国が提出したパッシブサーベイランスの結果のみならず、パッシブサーベイランスシステムを評価するための基準を確立すべきと考える。

5. 第 12.2 章 馬伝染性子宮炎

1) 第 12.2.1 条に対する改正案(挿入/削除)

第12.2.1条

総則

本章はTaylorella equigenitalisによる雌馬の臨床的又は無症状の感染及び雄馬の生殖器の皮膚及び粘膜表面におけるt.equigenitalisの存在に関して規定する。

理由:

亀頭窩、尿道洞、包皮の襞は組織学的には皮膚であることから、「生殖器の皮膚及び粘膜表面」とした方がより正確であるため。